

## **[事案 29-299] 転換契約無効等請求**

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

契約転換の際の募集人の説明が不十分だったこと等を理由として、転換前契約への復旧および転換後の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 5 月に契約した養老保険を平成 28 年 3 月に積立保険に転換したが、以下の理由により、転換前契約へ復旧し転換後の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人（営業部長）に対して、被保険者の退職金を積み立てる目的での契約であることを伝えていたにもかかわらず、死亡、病気の保障が付保され、かつ、元本割れするリスクのある保険を勧められた。
- (2) 死亡、病気の保障が付保されている元本保証の商品があるのかと疑問に思い、「保険料が掛け捨てなのでは、また、すぐに積み立てていた保険料がなくなるのでは」と質問したところ、募集人から「これからの保険料も運用するので、今後の持ち出しは一切ありません」とはっきり言われたので、元本保証の商品と理解した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人においては、被保険者を 70 歳まで雇用する予定があったところ、申立人担当者（総務部長）から 70 歳までの保障に変える必要があるとの申出があった。
- (2) 募集人は、「保険料が掛け捨てなのでは、また、すぐに積み立てていた保険料がなくなるのでは」という質問を受けておらず、また、保険料自動取崩により積立金が減少していくことはしっかりと説明している。保険料自動取崩による保険料の支払い、申立人の申し出によるものである。
- (3) 申立人は、募集人から保障内容について複数回にわたる説明を受けた上で、保障内容が明確に記載された申込書に記名押印している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を確認するため、申立人担当者（総務部長）および募集人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に誤解を与えるような募集人の説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。